

# 仕 様 書

第二管区海上保安本部

## 1 件名

(塩釜合庁) 敷地内環境整備

## 2 目的

本整備は、第二管区海上保安本部（以下「二本部」という。）が管理する塩釜港湾合同庁舎（以下「庁舎」という。）の外構について、電線等へ接触している樹木（ヒマラヤ杉等）を伐採する事により強風等による電線の切断及び倒木等のリスクを回避すること及び庁舎の景観を保つことを目的とする。

## 3 作業内容

(1) 庁舎敷地内の樹木の伐採等を行い、搬出処分する。

- ・ヒマラヤ杉 13本（樹高：約13メートル、幹周：約1.6メートル）
- ・ケヤキ 1本（樹高：約10メートル、幹周：約1.5メートル）
- ・サクラ 1本（樹高：約1メートル、幹周：約1.0メートル）
- ・サクラ 3本（樹高：約2.5メートル、幹周：約1.0メートル）
- ・つつじ 4本（樹高：約2.0メートル、幅：約3.0メートル）
- ・雑木 3本（樹高：約2.5メートル、幹周：約1.0メートル）

(2) 庁舎敷地内の樹木の剪定を行う。

- ・サクラ 3本（樹高：約2.5メートル、幹周：約1.0メートル）
- ・つつじ 3本（樹高：約2.0メートル、幅：約3.0メートル）

※樹木位置については、別図参照。

## 5 履行場所

塩釜港湾合同庁舎（塩釜市貞山通三丁目4番1号）

## 4 履行期限

令和8年2月27日

## 5 負担区分

業務遂行に必要な用具、車両、重機及び資材等は、受注者の負担とする。

## 6 一般仕様

作業等は、次のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に、この仕様書に定める作業工程表を策定し、二本部総務部総務課監督職員（以下「監督職員」という。）に提出すること。
- (2) 本作業は、構内において樹木と駐車場が隣接しているため、閉庁日（土曜日・日曜日・祝日を含む）に実施するものとする。

- (3) 本作業にあたり、ヒマラヤ杉付近のNTT東日本の通信ケーブル等を切断しないよう細心の注意をはらうこと。
- (4) 樹木伐採は、切り株が目立たないようにできるだけ地際から伐採する。
- (5) 伐採作業は、倒木や枝等の落下など周辺施設等に被害を及ぼす恐れがあることから高所作業車等による吊るし切り等安全を考慮した施工方法とし、監督職員と打合せのうえ実施すること。
- (6) 剪定は、樹形の骨格作りを目的とした人力剪定作業を基本とし、樹木の特性に応じた最も適切な剪定方法により行うものとする。  
つつじは大型化しているため、樹形を小さくする切詰剪定を行う。  
サクラの剪定後は、防腐剤等を塗布すること。
- (7) 伐採した樹木は、枝払いし一定の長さに切断し処理する。
- (8) 作業後、構内及び隣接する市道の清掃を行うこと。
- (9) 本作業履行に伴い発生した木材等は、監督職員の指示に従い適法に処分すること。

## 7 協議事項

この仕様及び履行に関し疑義を生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

## 8 検査

- (1) 施工状況が明らかになるよう、報告書（写真添付）を1部作成し、監督職員に提出する。
- (2) 本件は、業務完了報告書を提出し、二本部総務部総務課検査職員（以下「検査職員」という。）の合格判定をもって、完了とする。

## 9 支払い

検査職員の合格判定後、本件に係る請求を行い、入居官署分担率により分割した入居官署ごとの適法な請求書を受理後に、各入居官署にて支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 作業実施に際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守のうえ行うこと。
- (2) 作業実施に際し、作業車両を外部道路に設置する必要があり一時封鎖等、管理機関への届出が必要な場合は、受注者により事前に申請等の手続きを行うこと。

